

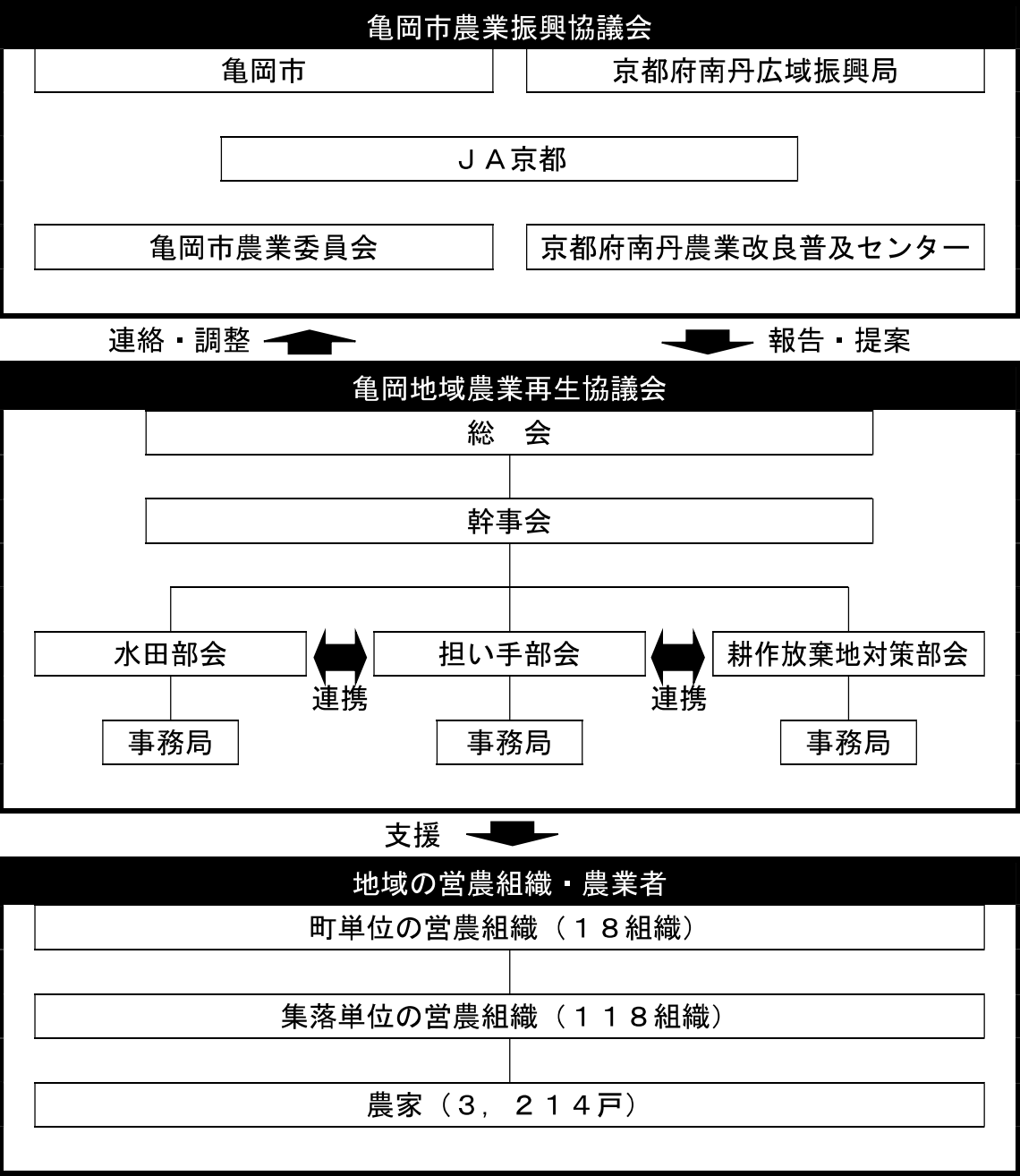
【保存版】

令和7年度
亀岡地域水田農業の手引き

令和7年4月

亀岡地域農業再生協議会

推進体制図



－ 目次 －

1	産地経営構造改革	P. 1
2	水田農業に関連する補助事業の紹介	P. 5
3	水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用計画	P. 12
4	水田活用の直接支払交付金	P. 15
5	産地交付金（府設定分）	P. 16
6	令和7年度経営所得安定対策等交付金一覧表	P. 17

1 産地経営構造改革

1) 水田活用対策

亀岡農業の推進のため、集落単位の農家組合及び町単位の営農組合等を中心とする米の生産目標の推進を図る。

水田活用に係る目標達成のため、振興作物の生産拡大と品質向上に資する産地化を実施する。

①米の需給調整

計画的かつ確実な米の需給調整を支援するため、『米の生産目標（目安率）』を定める。令和7年度については、「59%」とする。

②振興作物

経営所得安定対策の推進に向け、亀岡地域の振興作物を、次のとおり『米』、『戦略作物』、『地域振興作物』に区分する。

A. 米

- ア. 主食用米
- イ. 酒造好適米

B. 戦略作物

- ア. 麦
- イ. 大豆
- ウ. 飼料作物
- エ. W C S用稲
- オ. 飼料用米、米粉用米
- カ. 加工用米
- キ. 小豆
- ク. そば

C. 地域振興作物

- ア. ブランド京野菜

(みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん・紫ずきん)

- イ. 野菜
- ウ. 花き
- エ. 新植くり

2) 経営所得安定対策等の活用

A. 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付する。

B. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する。

①数量払 ②面積払（営農継続支払）

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者

【留意事項】※麦芽原料用麦、黒大豆、種子用として生産するものは対象外

C. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出することで、米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填する。

【対象者】※認定農業者、集落営農、認定新規就農者

【留意事項】※収入保険制度加入者はナラシ対策の申請はできません。

3) 担い手の確保・育成、農地対策

地域農業を支える担い手を確保するため、認定農業者や集落営農組織、農業法人などの地域の核となる農業経営体をはじめ、新たな農業経営体及び新規就農者、定年帰農者など多様な担い手の育成を図る。

地域農業を支える担い手と農地利用を明確化した「地域計画」をもとに、共同機械の導入等の支援や農地中間管理事業を活用した農地利用の集積・集約化を促進する。

認定農業者、認定新規就農者になるには

農業経営基盤強化促進法に基づき、亀岡市では、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者及び新たに農業経営を営もうとする青年等について、効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めています。

5年後に、本指標（年間農業所得、年間労働時間）に適合するとともに、計画目標が達成される見込みがある農業者を認定農業者又は認定新規就農者として認定します。

①認定農業者

農業経営改善計画を作成
（農業の5年後の目標とその達成のための取組内容を記載）

②認定新規就農者

青年等就農計画を作成
（農業経営を開始してから5年後の目標とその達成のための取組内容を記載）

※ 認定農業者については、複数市町村で農業を営んでいる場合は、都道府県又は国での認定手続きになります。

亀岡市へ申請

亀岡市が認定

〈認定基準〉	年間農業所得	年間労働時間
①認定農業者	400万円	2,000時間
②認定新規就農者	200万円	

※1 主たる従事者一人当たりの農業所得及び労働時間

※2 計画が達成される見込みが確実であること

認定者が受けられる主な支援措置

- ・認定農業者
経営所得安定対策、スーパーL資金、農業近代化資金
- ・認定新規就農者
新規就農者育成総合対策（経営開始資金等）、青年等就農資金

令和7年4月から

農地の貸し借りの手続きが変わります！

農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、令和7年4月以降の農地の貸借は、「①農用地利用集積計画に基づく農地の貸借」が終了となり、「②農地中間管理事業での貸借」、または「③農地法第3条による貸借」のどちらかになります。

なお、令和7年3月末までに地域計画が策定された地域については、②又は③による貸借のみになります。

R5. 4法改正

R7. 3.31

①農用地利用集積計画に基づく農地の貸借

※ 経過措置（～令和7年3月末）



終了

契約方法：相対による利用権設定（通称：相対契約）

- ・ 現在の契約は、契約期間満了まで有効です。期間満了後は、下記の②又は③の方法になります。

②農地中間管理事業での貸借

契約方法：「貸し手」⇄農地中間管理機構⇄「借り手」

- ・ 賃料について、農地中間管理機構（一般社団法人京都府農業会議）が行います。
- ・ 経過措置後（令和7年3月末までの地域計画の策定も含む）、「借り手」については、地域計画に位置付けされることが必要です。

③農地法第3条による貸借

- ・ 両者の合意解約がない限り、原則、賃貸借は解約されません。

【お問合せ先】

- ①・③ 亀岡市農業委員会事務局
② 亀岡市農林振興課

TEL:0771(25)5059
TEL:0771(25)5035

2 水田農業に関連する補助事業の紹介

1 作物づくりを支援する事業

1) 経営所得安定対策等

水田活用の直接支払交付金（転作作物） 国、府、市（P. 17 参照）

概 要：水田を活用した対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

対 象：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農組織等

交付額：作付別交付金単価（例）（P. 17 参照）

2) おいしいお米生産対策事業（府）

概 要：実証ほ場の設置、技術研修、情報発信、米の食味評価会及び分析会の開催等経費を支援します。

対 象：地域の米生産に係る協議会等

助成額：1／2 以内（補助額上限 30 万円／実施主体）

3) 特産品小豆生産振興助成事業（市）

概 要：良品質な小豆の生産拡大を支援するため、小豆を生産する農業者に助成金が交付されます。

対 象：販売用小豆を生産した販売農家・集落営農組織等

助成額：1,500 円／10a

2 環境に優しい農業を支援する事業

1) 安全・安心の農産物生産支援事業（市）

概 要：市内製の畜産堆肥をまとめて散布する場合に、散布費用の一部が助成されます。

対 象：市内産の畜産堆肥を市内の農地に 6,000 円／10a 以上散布する農業者（3 戸以上で構成する農家組合等の組織を通じて申請）

助成額：農業者に対象経費の 10 分の 3、組織に対象経費の 100 分の 5

2) 京都府みどり認定（府）

概 要：環境負荷の低減に取り組もうとする農業者は、「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、知事の認定を受けることができます。

メリット：認定を受けた農業者は、設備投資の際の税制優遇、国庫補助金の採択での優遇、日本政策金融公庫の無利子融資等の活用が可能となります。

3 有機農業を支援する事業

1) 有機 J A S 認証支援 (市)

概 要：有機 JAS 認証取得費用の一部が助成されます。
対 象：有機 JAS 認証を取得した農業者（継続含む、3 回まで）
助成額：講習会受講料、認証申請料、現地検査料の一部（1 回目は 10 分の 7、
2 回目は 10 分の 6、3 回目は 10 分の 5） 上限 100,000 円

2) 土壌分析支援 (市)

概 要：土壌診断に掛かる費用の一部が助成されます。
対象者：土壌診断を行った農業者
助成額：1 カ所の農地につき、診断費用の 2 分の 1 上限 3,000 円

4 組織づくりを支援する事業

1) 集落営農育成強化事業 (市)

概 要：集落・町の営農組織の体制強化に向けた活動に必要な経費の一部が助成されます。
対 象：町単位の営農組織
助成額：活動支援（目標地図や計画書策定のための地域での協議、視察研修等：
1 集落当たり 15,000 円以内、農業用プラスチックの適正処分：処分費用の 1/2 以内等）

5 施設整備等を支援する事業

1) 「京の米」生産イノベーション事業 (府)

概 要：環境や食味に配慮した米づくりや低コスト生産に必要な機械の導入に必要な経費の一部が補助されます。
対 象：3 戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等
要 件：実需ニーズに応じた生産を概ね 5 ha 以上拡大する計画を有すること
補助率：機械導入費用の 4 / 10 以内（一部 1 / 2 以内）

2) 京の地域特産物応援事業 (府)

概 要：地域特産物（小豆、黒大豆、小麦、そば等）の省力生産に必要な機械の導入や実証活動に必要な経費の一部が補助されます。
対 象：3 戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等
補助率：機械導入費用の 4 / 10 以内等（一部 1 / 2 以内）

3) 京野菜生産加速化事業（府）

概要：市場等のニーズに対応した園芸産地づくりの推進するため、安定的な京野菜の生産に必要なパイプハウス・機械整備費用の一部が補助されます。

対象：3戸以上の農業者で組織する団体、農地所有適格法人等

要件：導入するパイプハウスの面積が一定規模以上であること等

補助率：施設・機械整備費用の4/10 ～ 1/2以内

4) 農地利用効率化等支援交付金（国）

概要：将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等が、農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械等を導入する場合に補助金が交付されます。

補助率：事業経費の3/10以内等（補助上限額300万円）

5) 地域担い手応援事業（市）

概要：認定農業者、認定新規就農者又は有機 JAS 認証取得者等で、地域計画のうち目標地図に位置付けられ、一定規模以上の営農を行う農業者等に対して、農業機械等の導入に必要な経費の一部が補助されます。

補助率：事業経費の1/2以内（助成金上限額150万円）

6) スマート農林水産業実装チャレンジ事業（府）

概要：ICT やロボット技術を活用した機械・設備の導入に要する費用を支援します。

対象者：3戸以上の農業者等で組織する団体、認定農業者等

要件：水稻・麦類・小豆等の生産において、助成対象となる農業用機械及び設備を利用する作業を概ね10ha以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること等

補助率：3/10 ～ 1/2以内（下限事業費30万円／実施主体）

7) 施設園芸セーフティネット構築事業（国）

概要：国と農業者で1：1で積み立てを行い、燃油価格高騰時に補填金が支払われます。

対象者：施設園芸農家3戸以上又は、農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

補填金：補填単価×当月燃料購入数量×70%

8) 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）（国・府）

概要：事業実施年度又は前年度に農業経営を開始する認定新規就農者に対して、就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入経費の一部が補助されます。

補助率：3/4（国1/2、府1/4）
（上限額1,000万円。ただし、経営開始資金の交付対象者は500万円。）

6 経営改善を支援する制度・事業

1) 農業経営改善関係資金

概要：農地取得、機械・施設改良、及び長期運転資金に必要な資金が融資されます。

対象：認定農業者、集落営農組織等

利率：借入時の金利は、金融情勢により変動します。

2) 農業経営基盤強化準備金制度

概要：経営所得安定対策交付金等の交付金について、税制上の優遇措置が受けられます。

対象：青色申告を行う認定農業者等

3) 農業経営チャレンジ支援事業（府・市）

概要：地域農業の担い手の確保・育成を図るため、農業への新規参入希望者を技術習得から就農まで一貫して支援する実践的な研修の場を整備し、意欲と意志を有する将来の地域農業を牽引する中核的な担い手を育成するための経費の一部が補助されます。

対象：新規就農希望者

助成額：研修用農地整備費、農機及びパイプハウス等の借上費等の10/10、「担い手づくり後見人」活動費10/10（定額）

4) 農の担い手新規就農支援事業（市）

概要：認定農業者が将来の地域農業を担う新規就農希望者に対する農業の生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する経費の一部が助成されます。

対象：認定農業者

助成額：認定農業者が新規就農希望者に生産及び経営技術の習得等を研修・指導するために要する機械等借上費、ハウス借上費、農地借上費の各対象経費の1/2を限度とする。（補助金上限額25万円）

5) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）（国）

概要：認定新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

給付額：経営開始1～3年目150万円

6) 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）（国）

概要：米、麦、大豆等の当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填します。

対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出します。

対象：収入保険制度に加入していない認定農業者、共同販売経理をしている集落営農組織等や担い手

7 農地の利用調整を支援する制度・事業

1) 農用地利用改善団体制度

概要：地域の農地の利用調整を行う組織として認定する制度です。

メリット：地域内農地の利用集積の手続きが簡略化されます。

2) 特定農業団体・特定農業法人制度

概要：農用地利用改善団体から、地域の農地の預り手に指定された組織又は農業経営を営む法人のことで、耕作者がいない農地を引き受ける義務が生じます。

メリット：農地を取得するための資金に免税措置が受けられます。

3) 農地中間管理事業

概要：平成26年度から創設された農地集積を進める仕組みであり、農地中間管理機構が農地の所有者から農地の貸し付けの申出を受け、意欲ある農業者に貸し付けする事業です。

メリット：担い手にとっては、多数の農地所有者と交渉する必要もなく、農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となり生産性の向上につながります。

また、一定の要件を満たせば、地域または集積に協力した土地所有者等が機構集積協力金を受領できます。

8 農地の保全を支援する事業

1) 多面的機能支払交付金（国）

①農地維持支払交付金

概要：農地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田3,000円/10a等

②資源向上支払交付金（共同活動）

概要：水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動を支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田2,400円/10a等

※ただし、農地・水保全管理支払交付金から通算した継続年数や活動内容によって減額になる場合があります。

③資源向上支払交付金（長寿命化）

概要：農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の取り組みを支援します。

対象：地域ぐるみの活動組織等

助成額：田4,400円/10a等（満額の場合）

2) 中山間地域等直接支払交付金（国）

概 要：	中山間地域の集落において締結された集落協定に基づいて行われる農業生産活動に対して支援します。
対 象：	中山間地域等（急傾斜地のみ）において集落協定を締結し、市の認定を受けた集落
助成額：	田 21,000円以内／10a 畑 11,500円以内／10a等

3) 環境保全型農業直接支払交付金（国）

概 要：	地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い有機農業等の環境保全型農業の取組に対して支援されます。
対 象：	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者
要 件：	販売することを目的とした生産、環境負荷低減のチェックシートにチェック等
助成額：	2,000～14,000円／10a等

4) 鳥獣害対策事業（市・亀岡市有害鳥獣対策協議会）

概 要：	地域ぐるみによる有害鳥獣対策が支援されます。 ①捕獲につながる防除柵の自力設置 ②狩猟免許の取得
対 象：	①集落営農組織等、②個人
補助率：	①年度毎に変動します。（防除柵の種類ごとに上限単価あり） ②免許取得経費の一部

5) 侵入防止柵設置支援（市）

概 要：	認定農業者、認定新規就農者、地域計画に位置付けられた農業者、有機JAS 認証を取得している者又は環境保全型農業直接支払交付金の交付を受ける2戸以下の農業者に対して、侵入防止柵の購入に必要な経費の一部が補助されます。
助成額：	事業経費の1／2以内（補助上限額50万円）

9 都市住民との交流を支援する事業

1) 市民農園・農業体験農園開設補助事業（市）

概 要：	市民農園・農業体験農園の開設に必要な設備の購入に要する経費の一部を補助します。
対 象：	市民農園等の開設者
補助率：	経費の1／2以内（上限20万円）

10 食と農のつながりづくりを支援する事業

1) 食農学習推進事業

概要：希望する小・中・義務教育学校、保育所・こども園において、農業者の協力のもと、栽培から収穫・調理までの体験を通じ、子ども達に食と農のつながりを学ぶ機会を提供します。

対象：市立小・中・義務教育学校の児童・生徒、市立保育所・こども園の園児

2) 給食への食材提供

概要：地元産農産物の給食利用、給食だよりによる地元産農産物の情報発信を支援することによって、子ども達に地元産農産物を知る機会を提供します。

対象：市立小・中・義務教育学校の児童・生徒、市立保育所・こども園の園児

3) 有機農産物給食利用支援

概要：有機農業推進の一環として、給食の食材としての有機野菜の利用を支援します。

対象：市立保育所・こども園の園児、私立保育園・こども園の園児、市立小学校・義務教育学校の児童

4) 「食」にひと手間講座

概要：食にひと手間かけることで、日々の暮らしを豊かにするきっかけ作りを目的として、料理や保存食づくりなどの講習を開催します。

対象：一般応募された方

5) 直売活動支援事業

概要：地元産農産物の販売拡大や情報発信を目的に、直売所等のPR活動を支援します。

対象：亀岡市直売連絡会に加入されている直売所等

3 水田活用の直接支払交付金における 産地交付金の活用計画

産地交付金とは、地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コストを図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援するものです。

亀岡市では、「亀岡地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」を作成し、産地交付金（地域戦略作物助成、地域振興作物助成）を活用しております。

1. 産地交付金（市設定分）

- ・国からの予算枠が一部留保されているため、今後、単価は調整する場合があります。
- ・助成内容は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では調整中の内容となっています。

（１）地域戦略作物助成（麦、大豆、小豆、そば）

亀岡地域の戦略作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積や取り組み内容に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
麦、大豆 小豆、そば 【基幹、二毛作】	10,000 円	・対象者は、集落営農組織、3戸以上の農業者で構成される団体、農業生産法人等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。
小豆 【基幹】	21,000 円	・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付け・肥培管理・収穫を行うこと。
小豆 【二毛作】	15,000 円	・対象者は、麦の収穫後に対象作物の作付けを行った販売農家、集落営農組織等。 ・麦収穫後、販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。

(2) 生産性向上助成（飼料用米、WC S用稲）

対象作物の作付圃場の生産性向上に資する取組面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
飼料用米 WC S用稲 【基幹】	10,000 円	・新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ・堆肥による土づくりを行い、肥料の低コスト化を図ること。

(3) 地域振興作物助成（ブランド野菜）

京野菜のブランド認証7品目の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
ブランド野菜 【基幹】	18,000 円	・みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんであること。
ブランド野菜 【二毛作】	12,000 円	・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。

(4) 地域振興作物助成（※野菜、花き）

亀岡地域の振興作物の作付を奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【基幹】	12,000 円	・対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・販売目的で作付し、販売すること。 ・適切な作付、肥培管理、収穫を行うこと。 ※(3)地域振興作物助成（ブランド野菜）除く
野菜 (ブランド野菜除く) 花き【二毛作】	5,000 円	

(5) 地域振興作物助成（新植くり）

亀岡地域の振興作物の作付けを奨励するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
新植くり 【基幹】	5,000 円	・ 対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・ 適切な作付、肥培管理を行うこと。 ・ 新植くりは、当年度新植分のみ苗4本につき1aを対象とする。 販売分は対象外

(6) 高収益作物作付加算（※野菜、花き）

高収益作物を生産し、主に農業で生計を立てている農業者に対して交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
野菜 (ブランド野菜含む) 花き【基幹】	10,000 円	・ 対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・ 販売目的で作付し、販売すること。 ・ 対象作物の作付面積が二毛作と合わせて50a以上あること。
野菜 (ブランド野菜含む) 花き【二毛作】	5,000 円	

(7) 地力増進作物助成（地力増進作物）

次年度の有機栽培や、高収益作物等への転換に向けた土づくりを支援するため、対象作物の作付面積に応じて交付金が交付されます。

【対象作物】	【単価/10a】	【交付を受けるための要件】
地力増進作物 【基幹】	4,000 円	・ 対象者は、販売農家、集落営農組織等。 ・ 令和7年度中にすき込みを行うこと。

4 水田活用の直接支払交付金

水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援します。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a※1
WC S用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※2

※1 多年生牧草について、当年度に播種を行わず収穫のみ行う年は10,000円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度については標準単価7.0万円（5.5～8.5万円/10a）。令和8年度は、標準単価6.5万円（5.5～7.5万円/10a）とする。

<飼料用米、米粉用米の交付金単価変動について>

収量が標準単収値であった場合、交付金単価は多収品種が80,000円/10a、一般品種が75,000円/10aです。収量が1kg増減するにあわせ、交付金単価も約167円増減します。

畑地化促進助成

①畑地化支援

ア 高収益作物（105,000円/10a）

イ 畑作物（高収益作物以外）※1（105,000円/10a）

②定着促進支援（①とセット）

ア 高収益作物（20,000円（30,000円※2）/10a×5年間）

イ 畑作物（高収益作物以外）※1（20,000円/10a×5年間）

③産地づくり体制構築等支援

④子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）

※1 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等

※2 加工・業務用野菜等の場合

基本的運用

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援します。

参考：令和7年度 経営所得安定対策等の概要P.18～20

5 産地交付金（府設定分）

「京都ブランド」の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
紫ずきん・京夏ずきん	4,000円/10a	京都こだわりの栽培指針に基づき栽培し、出荷されたもの
小豆	8,000円/10a	●1. 5ha以上の栽培面積を有していること ●生産性向上の取組（次のいずれかを満たす） ア：堆肥または土壌改良材散布による土づくり イ：額縁明きょ設置や深耕等による排水対策
黒大豆	8,000円/10a	10a以上の栽培面積を有していること
京都府育成品種 加工用米「京の輝き」	9,000円/10a	種子更新を行い、240kg(8袋)以上の出荷契約を締結していること
	10,000円/10a	次のいずれかを満たす ●生産者と実需者等の間で2年以上の複数年契約を締結した場合、初年度に契約面積に応じて助成 ●契約数量に応じた面積に対して、2割増以上の面積（加工用途以外）を作付
小麦	2,000円/10a	品質向上のため、開花期に追肥を行うこと

戦略作物の生産拡大

対象品目	当初単価	助成要件
加工用米 [京の輝き]以外の品種 も含む加工用米の総計	11,000円/10a	次のいずれかを満たす ア：加工用米出荷契約数量を、前年産以上とすること イ：堆肥または土壌改良資材散布による土づくり
WCS用稲	5,000円/10a	次のいずれかを満たす ア：多収品種の導入 イ：堆肥散布による土づくり ウ：発酵促進剤の利用
	9,000円/10a	生産者と実需者等の間で3年以上の複数年契約を締結した場合、初年度に契約面積に応じて助成
青刈りとうもろこし	6,000円/10a	●生産性向上の取組 額縁明きょ設置や深耕等による排水対策
WCS用稲・ 青刈りとうもろこし	3,000円/10a	●耕畜連携の取組 粗飼料生産水田への堆肥散布等

担い手への支援・環境にやさしい農業の普及・定着

対象品目	当初単価	助成要件
担い手への支援	1,000円/10a	上記府設定の助成対象であり、かつ対象品目を単一で1ha以上作付けしている認定農業者・集落営農・認定新規就農者（基幹作のみ）
地力増進作物	5,000円/10a	対象作物をすき込み後に、令和7年度府設定の交付対象品目を作付け（すき込みは令和7年度）

国の地域取組に応じた追加配分

対象品目	当初単価	助成要件
新市場開拓用米	10,000円/10a	複数年契約を締結した場合、契約面積に応じて助成
そば・なたね 新市場開拓用米	20,000円/10a	当年における作付け面積に応じて助成

6 令和7年度経営所得安定対策等交付金一覧表

交付金額／10a

作 物 名	水田活用の直接支払交付金（転作作物）【上段：基幹】 【下段：二毛作】											亀岡市独自 助成事業			
	戦略作物助成 【国設定】	産地交付金【亀岡市設定】※1						産地交付金 【京都府設定】			交付金合計				
		地域戦略作物助成		生産性 向上助成	地域振興 作物助成	高収益作物 作付加算	地力増進作物 推進助成								
		集団転作	小豆												
水 稻											0				
麦	35,000	10,000 (10,000)							【小麦】 開花時期に追肥	2,000 (2,000)	担い手 1,000 加算	35,000～48,000 (2,000～12,000)			
大 豆	35,000	10,000 (10,000)							【黒大豆】 基幹十二毛作 10a以上作付	8,000 (8,000)	担い手 1,000 加算	35,000～54,000 (8,000～18,000)			
飼料作物	35,000								【青刈りとうもろこし】 生産性向上	5,000	【青刈りとうもろこし】 耕畜連携	3,000 担い手 1,000 加算	35,000～44,000		
飼料用米 米粉用米	55,000～105,000 数量払			10,000 飼料用米のみ								55,000～115,000			
WCS用稲	80,000			10,000					生産性向上	5,000	複数年契約 (3年以上)	9,000 耕畜連携	3,000 担い手 1,000 加算	80,000～108,000	
加工用米	20,000								【京の輝き】 種子更新、 240kg以上契約	9,000	【京の輝き】 複数年契約 or 2割増以上作付	10,000 150kg以上 契約増 or 土壌改良	11,000 担い手 1,000 加算	20,000～51,000	
そ ば		10,000 (10,000)							基幹のみ			20,000	20,000～30,000 (10,000)		
小 豆		10,000 (10,000)	21,000 (15,000)						基幹十二毛作 1.5ha以上作付、 生産性向上			8,000 (8,000)	担い手 1,000 加算	21,000～40,000 (15,000～33,000)	10aあたり 1,500
野 菜 (ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ 野菜)					18,000 (12,000)	基幹十二毛作 50a以上作付 (野菜、花き)	10,000 (5,000)		【紫ずきん】 【京夏ずきん】			4,000	担い手 1,000 加算	18,000～33,000 (12,000～17,000)	
野 菜 (ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ 野菜除く)					12,000 (5,000)	基幹十二毛作 50a以上作付 (野菜、花き)	10,000 (5,000)							12,000～22,000 (5,000～10,000)	
花 き					12,000 (5,000)	基幹十二毛作 50a以上作付 (野菜、花き)	10,000 (5,000)							12,000～22,000 (5,000～10,000)	
新植くり					5,000 新植分のみ									5,000	
地力増進作物							0～4,000 上限単価4,000		すき込み後に府設定の 交付対象品目を作付け			5,000 (5,000)		0～9,000 (5,000)	

- ※**水田活用の直接支払交付金**：主食用水稻に代わって**転作作物**を生産（耕作）される販売農家・集落営農等が対象です。
- ※**交付金対象作物**：**販売を目的に栽培されている作物**が対象です。必ず**販売が確認できる書類**を提出してください。（地力増進作物は種子購入伝票及び作業日誌等）
- ※**集団栽培**：3戸以上の農業者で構成される団体、農業生産法人等が作付した場合が対象となります。
- ※**大豆**：出荷契約を交わしている若しくは様式第9-2号が提出されている場合が対象となります。出荷契約等をしていない場合は、野菜として判断されます。
- ※**ブランド野菜**：みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんが対象です。
- ※**二毛作助成**：（ ）内の金額が交付金単価となります。**主食用水稻・麦と他の作物を組み合わせた場合**、二毛作助成が適用されます。
- ※**地力増進作物**：市内全域で主食用水稻の作付面積が減少し、かつ地力増進作物の作付面積が前年度より増加している場合のみ、作付拡大面積に応じて予算配分がなされるため、上限4,000円として単価が変動します。
- ※**担い手への支援（府設定分）**：府設定の助成対象であり、かつ対象品目を単一で1ha以上作付けしている認定農業者・集落営農・認定新規就農者は、府設定分の交付単価に1,000円が加算されます。
- ※**景観形成作物**：所得増加に直接関与しない作物、販売用でないため、交付金対象外となります。（キキョウ、コスモス、菜の花など、花き販売以外のもの）
- ※1 ・国からの予算枠が一部留保されているため、単価は増減する場合があります。
- ・助成要件は、国の承認を受けて正式決定となるため、現時点では未確定の内容となっています。

左記の交付金とは別に助成します。

経営所得安定対策等交付金に関する税制上の扱い

- 1 事業（農業）所得として申告してください。
交付金は、農業収入（雑収入）として計上します。

収入金額	－	必要経費	=	事業（農業）所得
------	---	------	---	----------

- 2 農業者が、経営所得安定対策等の交付金等を農業経営改善計画などに従い、農業基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立金を個人は必要経費に、法人は、損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳※できます。

※特例を受けようと思う農業者は、一定の方法で記帳し、確定申告を青色申告で行う必要があります。

亀岡地域農業再生協議会事務局

【J A 京都・亀岡市共同事務局】

亀岡市産業観光部農林振興課

〒621 - 8501

亀岡市安町野々神8

T E L 25 - 5035

F A X 25 - 4400

J A 京都亀岡中部支店生産課

〒621 - 0023

亀岡市曾我部町寺西川1-1

T E L 29 - 5723

F A X 22 - 7755